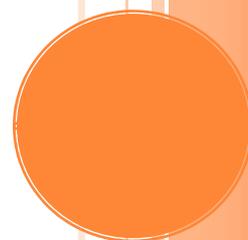


太子町障がい者活躍推進計画

令和2年3月
太子町



障がい者活躍推進計画について

I 計画の位置づけ

この計画は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）」第7条の3第1項の規定に基づき、太子町が実施する障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組等を取りまとめたものです。

第1章 太子町障がい者活躍推進計画

第2章 太子町教育委員会障がい者活躍推進計画

第3章 太子町議会障がい者活躍推進計画

II 計画期間

この計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

III 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

第1章 太子町障がい者活躍推進計画

(策定主体：太子町長)

1. 課題

太子町においては、職員総数が110人程度の比較的小規模な機関であり、平成5年度に障がい者を対象とした職員採用試験を実施した以降は、障がい者に限定した募集・採用は行っていません。

また、職員の加齢等に伴い、中途障がい者として障がい者となった職員が、若干名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

2. 採用に関する目標

障がい者である職員数が、前年度を下回らない。

3. 職場定着の状況

平均勤続年数 28年

※対象：障がい者を対象とした職員採用試験による採用者及び中途障がい者（令和2年3月31日現在）

4. 取組内容

①. 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障がい者雇用推進者として人事主管課長を選任します。
- 障がいに関する理解促進・啓発のための研修を受講させます。
- 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、イントラネットへの掲載等により周知します。
- 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適切に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

②. 障がい者の活躍の基本となる職務

○障がい者である職員が安心して働ける環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくために、所属長による障がい特性等の把握を通じた合理的配慮の提供を行います。

○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者である職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務を検討します。

③. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

○職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。

④. その他

○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

第2章 太子町教育委員会障がい者活躍推進計画

(任命権者：太子町教育委員会)

1. 課題

太子町教育委員会においては、職員総数が40人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていません。

また、職員の加齢等に伴い、中途障がい者として障がい者となった職員が、在籍したこともあったが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

2. 採用に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。

3. 取組内容

①. 障がい者の活躍を推進する体制整備

○障がい者雇用推進者として人事主管課長を選任します。

○障がいに関する理解促進・啓発のための研修を受講させます。

○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、イントラネットへの掲載等により周知します。

○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適切に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

②. 障がい者の活躍の基本となる職務

○障がい者である職員が安心して働ける環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくために、所属長による障がい特性等の把握を通じた合理的配慮の提供を行います。

○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者である職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務を検討します。

③. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

○職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。

④. その他

○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

第3章 太子町議会事務局障がい者活躍推進計画

(任命権者：太子町議会議長)

1. 課題

太子町議会事務局においては、職員総数が2人程度の極めて小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていません。

また、これまで障がい者である職員が在籍することは皆無に等しいため、組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

2. 採用に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。

3. 取組内容

①. 障がい者の活躍を推進する体制整備

○障がい者雇用推進者として人事主管課長を選任します。

○障がいに関する理解促進・啓発のための研修を受講させます。

○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、イントラネットへの掲載等により周知します。

○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適切に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

②. 障がい者の活躍の基本となる職務

○障がい者である職員が安心して働ける環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくために、所属長による障がい特性等の把握を通じた合理的配慮の提供を行います。

○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者である職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務を検討します。

③. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

○職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。

④. その他

○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

